

第25期第34回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和8年5月7日(木曜日) 13:30~14:36

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第10番	田村伊佐雄
第3番	藤田幸正	第11番	田坂健次
第4番	塩見敏夫	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第15番	眞鍋篤俊
第7番	寺尾俊行	第16番	土岐典子
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	近藤孝志	第8番	神野明仁
第3番	加藤宏司	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第10番	千葉英明
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第7番	神野伸二		

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第17番	渡邊勝俊
第1番	矢野一臣	第11番	土岐秀男
第12番	飯尾博光		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
主査	井上貴清	主事	小島一貴

4 傍聴者

なし

5 議事日程

- 農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
- 農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書について
令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人・推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、藤田会長よろしくお願いたします。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

連休明けでお疲れの方も多いのではないかと思います。前半は雨が多い日が続きましたが、その後は気温も上がり、しっかりと季節が進んできた印象です。

現在は、春分の日と夏至のちょうど中間あたりにあたる時期で、春から初夏へと向かう頃になります。日差しが強くなったり、草木の新芽の色が濃くなったりと、様々なものの生命力が増してくる季節でもあります。

農作業においても、比較的作業がしやすく、一生懸命取り組める時期ではありますが、くれぐれも無理はなさらず、体調に注意しながら進めていただければと思います。

それでは、ただいまから第34回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係は議案第1号から第4号まで、農政関係は「新居浜市農業施策に関する意見書について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において真鍋篤俊委員と土岐典子委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号、農地の使用貸借権設定について、事務局から説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

2 ページをお開きください。

議案第 1 号につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数 1 件を予定しておりましたが、令和 8 年 4 月 28 日付けで、譲受人が所有する農地を耕作していないことを理由として、申請者から農地法第 3 条の規定による許可申請取下願が提出されましたことから、取下げとなりましたので、御報告いたします。

【藤田会長】

3 ページを御覧ください。

議案第 2 号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、23 番は寺尾俊行委員が関係しておりますので、順番を繰り上げて先に審議いたします。

委員の退室をお願いします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案第 2 号 23 番の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

先程会長から説明がございましたとおり、議案第 2 号 23 番につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は 1 件です。

5 ページをお開きください。

23 番、阿島二丁目、田 1 筆、面積 495 m²、譲受人は市内在住の 1-1 さん。譲受人は、現在、1 反 9 畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙の 3 ページに記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。御審議の程よろしく御願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、井下八郎委員から報告をいただきます。

井下八郎委員をお願いします。

【井下委員】

4月19日に現地を確認いたしました。申請地につきましては、長年、譲受人の父親が借り受けて稲作を行っており、昨年まで継続して水稲作付けが行われていました。また、土地は適切に管理されており、状態も良好です。

申請地は、譲受人の所有地と所有地の中間にあり、境界や水路についても明確に区分されています。そのため、周辺地域との調和要件についても特に問題は認められません。さらに、本人の耕作意欲も十分に確認できることから、許可しても差し支えないものと判断しております。

【藤田会長】

ありがとうございました。

23番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号23番「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第2号23番の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案第2号のうち23番を除く部分の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第2号23番以外の事案につきましても、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は7件です。

4ページを御覧ください。

21番、萩生旦ノ上、畑1筆、面積1,144㎡、譲受人は市内在住の1-2さん。譲受人は、現在、8反8畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、

申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

22番、船木字国領、畑1筆、面積671㎡、譲受人は市内在住の1-3さん。譲受人は、現在、4反5畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を贈与により取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

5ページを御覧ください。

24番、阿島二丁目、田3筆及び阿島四丁目、畑1筆、合計面積2,940㎡、譲受人は市内在住の1-4さん。譲受人は、3反ほどの農地を耕作しており、今回、既耕作地である母所有地について生前贈与を受けるため、農地法第3条による申請が提出されたもので、許可後の耕作状況に変更はございません。

6ページをお開きください。

25番、船木字高祖、畑1筆、面積871㎡、譲受人は市内在住の1-5さん。譲受人は、今回、既耕作地の自作化を目的に、申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けはサツマイモを予定しているとのことです。

26番、長岩町、田1筆、面積280㎡、譲受人は市内在住の1-6さん。譲受人は、3反3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

7ページを御覧ください。

27番、下泉町二丁目、畑2筆、合計面積105㎡、譲受人は市内在住の1-7さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接する申請地を贈与により取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹、トマト、キュウリを予定しているとのことです。

28番、高田一丁目、田1筆、面積987㎡、譲受人は市内在住の1-8さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、令和9年3月頃完成予定の自宅に隣接する申請地を贈与により取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

以上、21番及び22番並びに24番から28番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、21番は眞鍋篤俊委員から、22番及び25番は藤田隆委員から、24番は寺尾俊行委員から、26

番は加藤宏司委員から、27番は近藤美喜男委員から、28番は近藤孝志委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、真鍋篤俊委員をお願いします。

【真鍋委員】

4月14日に現地確認を行い、同月16日には譲受人の父親からお話を伺いました。申請地は既に耕耘されており、農作物の植付けが可能な土地であることを確認しております。また、周辺との境界についても明確に区分されており、周囲への影響はないものと判断いたしました。

さらに、譲受人は稲作を主体とした営農に対する意欲が強く、且ノ上地区において農家が減少している現状を踏まえ、今後も周辺農地を譲り受けながら経営規模を拡大していきたいとのことです。

以上の点から、本件について特に問題はないと考えておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、藤田隆委員をお願いします。

【藤田(隆)委員】

まず、22番について報告いたします。

今回の申請地は、親族間での贈与によるもので、もともとは譲渡人が父親から相続により取得していた土地です。贈与の理由としましては、譲渡人が高齢であり、また西条市に居住していることから、将来を見据えて、後継者である弟にあたる譲受人へ贈与するものです。譲受人は、農協の理事も務めており、現在所有している農地についても適切に管理されています。

地域との調和要件についても、特に問題なく、許可しても支障ないと判断しておりますので、御審議の程よろしくをお願いいたします。

続いて、25番について報告いたします。

現地で営農状況を確認しましたが、譲受人は以前、農協上部東支所で行われた地域計画の話し合いの際にも、非常に熱心に意見を述べられていた方です。

申請地につきましては、以前から借り受けて耕作しており、各種野菜を適切に栽培されていることを確認しました。また、今後は計画的に農業経営を進めていく意向をお持ちです。地域の方々との関係も良好で、当該地域と上手に協調しながら営農されている様子がうかがえました。

今後の作付け拡大については、中間管理機構を通じて、資料にも記載のある他の農地についても貸借を予定しているとのこと。加えて、トラクター、軽トラック等の農業機械の購入も予定されており、今後の営農発展が十分に期待できる方であると判断しました。

以上の点から、許可しても支障ないと考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、寺尾俊行委員お願いします。

【寺尾委員】

本件申請は、母である譲渡人から長男の譲受人へ譲渡するというもので、対象となる農地は、田3筆、畑1筆の計4筆で、面積は約3反となっております。現在もすべての農地が良好に耕作・管理されております。

保有機械は、トラクター1台となっておりますが、必要に応じて、共同機械利用組合を通じて機械を手配し、耕起作業や田植え作業を行っております。今後についても、同様の方法で作業を継続していくとのこと。

また、申請上は労働力1人となっておりますが、これまでも家族と協力しながら農作業全般を行ってきており、今後も引き続き、共同作業を行う予定です。

地域との調和要件については、申請地は従来から耕作されており、周辺農地との境界や利用状況について、これまで特段の問題はございません。取得後においても、同様に問題はないものと考えられます。また、水路等の共同施設の維持管理についても、これまでどおり全面的に協力するとのこと。

以上の点から、本件については許可しても特段の問題はないものと判断いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、加藤宏司委員お願いします。

【加藤委員】

4月23日に、譲受人と面談し、あわせて現地確認を行いました。

譲受人は89歳と高齢ですが、非常に几帳面な方で、健康状態も良好です。日常の管理についてはトラクターに乗って行き、田植えや稲刈りなどの作業については、共同機械利用によって対応するとのこと。

申請地につきましては、境界も明確であり、これまで戦後から長年にわたって耕作されてきた農地です。そのため、地域との調和要件についても特に問題はないものと考えております。御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、近藤美喜男委員お願いします。

【近藤(美)委員】

現地確認は、今回で2回目になります。1回目に確認した際は、まだ畑として整っている状態ではありませんでしたが、その後、業者に依頼して整地などが行われ、畑としてきちんとした状態になっていることを確認しました。

現在はトマト、キュウリ、ナス、ピーマンが植えられており、全体として、畑として十分に機能している状態になっています。

周辺状況については、隣接地との境界も明確で、民地との間もブロック塀で区切られているため、現状では特に問題はないと判断しております。

1点、畑造成の際に作業を行った業者によって、宅地側から畑内に引き込まれている止水栓が一部残っている状況が確認されましたが、こちらについても、造成を行った業者に依頼して撤去してもらえとのことでした。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、近藤孝志委員お願いします。

【近藤(孝)委員】

4月18日に、申請地の利用状況を確認するとともに、譲受人の父親と面談を行いました。申請地の利用状況につきましては、現在も大変きれいに耕作されており、作付状況についても特に問題はないものと判断しております。また、周辺農地への影響についても特段の支障は認められません。

以上の点から、本件については許可して差し支えないものと考えておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、21番及び22番並びに24番から28番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【安藤委員】

28番についてですが、導入予定とされている農機具については、面積等から考えて購入ではなくリースではないでしょうか。

【近藤(孝)委員】

譲受人の親族が所有している機械を借り受けるものと私は認識しております。

【竹林事務局次長】

申請書を確認したところ、所有かリースかの記載はございませんが、委員さん方のお見込みのとおりではないかと思えます。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号のうち23番を除く「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しますが、近藤孝志委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は10件です。

9 ページを御覧ください。

44 番、角野新田町一丁目、田 2 筆及び畑 2 筆、譲受人は 2-1 さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

45 番、庄内町五丁目、畑 2 筆、譲受人は 2-2 さん。内容は自己住宅 1 戸 59.62 m²、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

46 番、船木字元船木、田 1 筆、譲受人は 2-3 さん外 1 名。内容は自己住宅 1 戸 109.90 m²、農地区分は昭和 41 年に土地改良事業である圃場整備事業が実施された地域であるため第 1 種農地であると判断されますが、例外許可事由の集落接続に該当し、また、譲受人の祖父所有の農地でほかに代替地もないことから、転用申請はやむを得ないものと考えます。なお、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

10 ページをお開きください。

47 番、庄内町五丁目、畑 1 筆、譲受人は 2-4 さん。内容は宅地拡張、一体利用地として宅地 165.70 m²があり、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

48 番、高田二丁目、田 1 筆、譲受人は 2-5 さん。内容は自己住宅 1 戸 126.07 m²、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

49 番、多喜浜二丁目、田 2 筆、譲受人は 2-6 さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11 ページを御覧ください。

50 番、中村松木二丁目、田 1 筆、譲受人は 2-7 さん。内容は自己住宅 1 戸 105.58 m²、一体利用地として、進入路で農地転用許可済の田 114.80 m²があり、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

51 番、萩生字岸ノ下、田 1 筆、譲受人は 2-8 さん。内容は自己住宅 1 戸 191.29 m²、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

52 番、萩生字岸ノ下、田 1 筆、譲受人は 2-9 さん。内容は事務所及び倉庫、合計 2 棟 60.34 m²、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

なお、51 番と 52 番は隣接しており、併せて 1,000 m²以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。

12 ページをお開きください。

53番、高田一丁目、田1筆、譲受人は2-10さん。内容は自己住宅1戸99.99㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、44番から53番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、44番から53番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【神野(明)委員】

46番及び48番について、権利区分は使用貸借権であるとのことですが、譲渡人と譲受人は親子関係なのでしょうか。

【井上主査】

48番は親子で、46番は祖父と孫の関係だと伺っております。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは議案第3号の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(委員入室)

休憩前に引き続き会議を開きます。

13ページを御覧ください。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第4号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田8筆、畑2筆、合計面積6,049㎡でございます。

14ページをお開きください。

権利の設定を受ける者は、115番から118番までの3-1さん及び119番から124番までの3-2さんの2名でございます。

いずれも期間は5年4か月、権利の種類は使用貸借権で、新規設定となっております。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。

御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

以上、5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

15ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、決議事項が1件、報告事項が2件となっております。

1ページを御覧ください。

議案第1号「新居浜市農業施策に関する意見書について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【小島主事】

まず、お配りしております資料について御説明いたします。資料1が、今回提出を予定している意見書案です。それでは、前回、委員の方から御指摘いただいた部分の修正案を踏まえ、意見書案について、資料1を用いて説明いたします。

1ページを御覧ください。

赤色部分が、前回の意見書からの変更箇所となります。1ページ目3行目で、変更1と吹き出しがある箇所です。前回の意見書では、「国際情勢の不安定化や円安の影響によって、燃料や肥料などの価格が高止まりしている状況」としていましたが、価格が止まることのない現状を踏まえ、「価格が高騰し続けている」と修正いたしました。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第1号について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「新居浜市農業施策に関する意見書について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

報告事項1は、「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」です。事務局から報告をお願いします。

【小島主事】

報告事項 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明させていただきます。

総会資料5ページを御覧ください。

令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、令和7年4月7日に開催しました第25期第21回総会において決定した令和7年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。

まず、5ページについては、農業委員会の状況を記載しております。

次に、6ページから8ページまでをお目通しください。

1 最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積(2)遊休農地の発生防止・解消(3)新規参入の促進です。

内容としては、現状及び課題、令和7年度の目標及び実績等を記載しております。

次に、8ページを御覧ください。

2 最適化活動の活動目標として、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、(2)活動強化月間の目標と実績について記載しております。

次に、9ページを御覧ください。

(3)新規参入相談会について、参加目標と実績を記載しております。

なお、令和7年度の出席予定者が少なかったため事務局職員で対応しました。

今後の予定としましては、ただいま説明しました令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ありがとうございました。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

10ページをお開きください。

報告事項2は、「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」です。事務局から報告をお願いします。

【原事務局長】

先月の総会にて、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、承認いただいたのですが、農業委員会の状況の、2農家・農地等の概要のうち、基本構想水準到達者

数につきまして、数が多いため農林水産課に確認しましたところ、この数には「今後育成すべき農業者数」も加算していたことが判明しましたので、28ではなく、9が正解となります。修正をよろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

ただいまの報告並びに全体を通して御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上をもちまして、第34回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時36分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員